(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年6月26日

大阪市長 殿

提出者

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6628-2221

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大阪鉄道病院		
事業場の所在地	大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番22号		
計画期間	2024年4月1日~2025年3月31日		
当該事業場において現に行	fっている事業に関する事項		
①事業の種類	83:病院		
②事業の規模	303床		
③従 業 員 数	561人		
④特別管理産業廃棄 物の一連の処理の工 程	別紙1のとおり		

(日本工業規格 A列4番)

特別	特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
	(管理体制図)				
	別紙2のとおり				
特別	]管理産業廃棄物の排出	の抑制に関する事項			
		【前年度(2023年	丰度)実績】		
		特別管理産業廃棄物の 種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油	
		排 出 量	175.1 t	<b>0.92</b> t	
	①現状	(これまでに実施し・感染性廃棄物の判断 理産業廃棄物の排出担	基準及び院内医療廃棄物	分別表を作成し、特別管	
		【目標】			
		特別管理産業廃棄物の 種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油	
		排 出 量	170 t	1 t	
	②計画		の取組) 曽加目標を掲げると、感染性 性、非感染性の分別を徹底		
特別	管理産業廃棄物の分別				
	別管理産業廃棄物の分別に関する事項 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物とその他の産業廃棄物は、別々の保管庫で分別保証 している。 感染性廃棄物は専用容器、燃えやすい廃油は一斗缶に入れて、適正に保管している。				
	②計画		)特別管理産業廃棄物の種類 <b>}別と適正保管に取り組む</b> 。		

		(第3元	<b></b>			
自身	 っ行う特別管理産業廃棄	1, 1, 1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
【前年度(2023 <b>年度</b> )実績】						
		特別管理産業廃棄物の 種類	感染性廃棄物		燃えやすい廃油	
	() *H.I.I.	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の 量		<b>)</b> t		<b>0</b> t
	①現状	(これまでに実施し	た取組)			
		実施していない。				
I						
		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の	感染性廃棄物		燃えやすい廃油	
		<u>種類</u> 自ら再生利用を行った				
		特別管理産業廃棄物の 量	(	<b>)</b> t		<b>0</b> t
	②計画	(今後実施する予定	の取組)			
		予定なし。				
自身	┃ っ行う特別管理産業廃棄	┃ €物の中間処理に関する				
		【前年度(2023年	 F <b>度</b> )実績】			
		特別管理産業廃棄物の 種類	感染性廃棄物		燃えやすい廃油	
		自ら熱回収を行った	,	<b>)</b> +		O +
		量	(	<b>,</b> l		υι
	①現状			) †		0 t
	①現状	特別管理産業廃棄物の 量 自ら中間処理により 減量した特別管理産業		) t		0 t 0 t

	特別管理産業廃棄物の 種類 <b>感染性</b>	廃棄物 燃えやすい	ハ廃油
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の	<b>0</b> t	0 1
①現状	量 自ら中間処理により 減量した特別管理産業	<b>0</b> t	0
	廃棄物の量       (これまでに実施した取組	)	
	実施していない。		
	【目標】		
	性则签理交类核查师	医棄物 燃えやすし	ハ廃油
	特別管理産業廃棄物 の種類 自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の	E廃棄物 燃えやすい O t	
②計画	特別管理産業廃棄物 の種類 自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の 量 自ら中間処理により 減量した特別管理産業		0
2計画	特別管理産業廃棄物 の種類 自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の 量 自ら中間処理により 減量した特別管理産業 廃棄物の量	<b>0</b> t	0
②計画	特別管理産業廃棄物 の種類 自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の 量 自ら中間処理により 減量した特別管理産業	<b>0</b> t	八廃油
計画	特別管理産業廃棄物 の種類 自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の 量 自ら中間処理により 減量した特別管理産業	<b>0</b> t	0

	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
		【前年度(2023 <b>年度</b> )	実績】				
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油			
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0	<b>0</b> t			
	①現状	(これまでに実施した取 <b>実施していない。</b>	(組)				
【目標】							
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油			
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0	<b>0</b> t			
	②計画	(今後実施する予定の取 <b>予定なし。</b>	(組)	•			
特別	特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
		【前年度(2023 <b>年度</b> )		燃えやすい廃油			
		【前年度(2023 <b>年度</b> )					
		【前年度(2023 <b>年度</b> ) 特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	0.92 t			
	①現状	【前年度(2023 <b>年度</b> ) 特別管理産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者	感染性廃棄物 175.1 175.1	0.92 t			
	①現状	【前年度(2023年度) 特別管理産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利用業者への	感染性廃棄物 175.1 175.1	t 0.92 t			
	①現状	【前年度(2023 <b>年度</b> ) 特別管理産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者	感染性廃棄物 175.1 175.1	t 0.92 t t t t			
	①現状	【前年度(2023年度) 特別管理産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者 への処理委託量 認定熱回収業者 への処理委託量 認定熱回収業者 への処理委託量 に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	感染性廃棄物 175.1 175.1 175.1	0.92 t 0.92 t t t t t t t t			
	①現状	【前年度(2023 <b>年度</b> 特別管理産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者 への処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者 への処理委託量 認定熱回収業者 への処理委託量	<b>感染性廃棄物</b> 175.1 175.1 175.1	0.92 t 0.92 t t t t t t t t			

(第5面-1)

		(第5面	-1)	
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
		全処理委託量	<b>170</b> t	<b>1</b> t
		優良認定処理業者 への処理委託量	<b>170</b> t	<b>1</b> t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者 への処理委託量	<b>170</b> t	t
	②計画	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の取	は組)	!
		引き続き優良な産業廃棄物		。運搬処理が適正に行わ
		れているかを確認するなど	旭正は地理で不めていい。	
		【前年度(2023年度)	実績】	
電子	- 情報処理組織の使用	特別管理産業廃棄物排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	176	t
に関	<b>引する事項</b>	(今後実施する予定の取締	I 狙等)	
		2019年4月1日より電子マン	ニフェスト導入済。	
※事	F務処理欄			
		<b>!</b>		

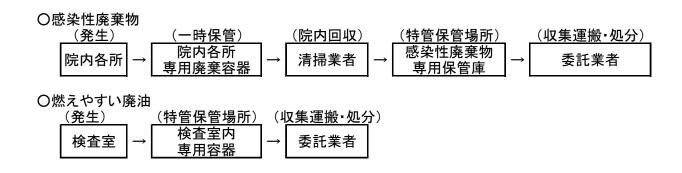
#### 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元 請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種 に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄4物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発7生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条第4項第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

## 別紙1

# 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



#### 別紙2

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図)

